

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、学術の理論及び応用を研究教授し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことによって、国際社会と文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

(研究科及び課程)

第2条 大学院に外国語学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に修士課程及び博士課程を置く。

3 修士課程は、論文コースでは、広く深い学術的知見の獲得と問題発見及び解決能力の育成を目的とする。課題研究コースでは、当該分野の学術動向の把握と広範な学識の習得ないし深い異文化理解を目的とする。

4 博士課程は、従来の学問領域を学際的視点から再構築する独創性と創造性を兼ね備えた研究者の育成を目的とする。

(専攻、修業年限及び収容人員)

第3条 研究科に置く専攻、課程、修業年限及び収容定員は、次の表のとおりとする。

専攻名	課程の別	修業年限	入学定員	収容定員
英語学専攻	修士	2年	10人	20人
ロシア語学専攻	修士	2	5	10
中国語学専攻	修士	2	5	10
イスパニア語学専攻	修士	2	5	10
国際関係学専攻	修士	2	10	20
日本アジア言語文化専攻	修士	2	12	24
英語教育学専攻	修士	2	10	20
小計			57	114
文化交流専攻	博士	3年	12	36
合計			—	150

2 前項の規定にかかわらず、英語教育学専攻については、教育上支障を生じないときは、修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 3 研究科に置くダブルディグリープログラムの実施に関し必要な事項は、大学間協議により締結する交流協定によるもののほか、別に定める。

第3章 運営組織

(研究科長)

第4条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、学長の職務を補佐する。
- 3 研究科長は外国学研究所長をもってこれに充てる。

(研究科会議)

第5条 大学院の管理運営のため研究科会議を置く。

- 2 研究科会議に必要な事項は、別に定める。

第4章 学年，学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科に置くダブルディグリープログラムについては、この限りではない。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
 - (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 学長が特に必要があると認めたときは、前項の期間を変更することができる。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春季休業 2月20日から4月5日まで
- (4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
- (5) 冬季休業 12月25日から翌年1月5日まで

ただし、修士課程英語教育学専攻については、学長が別に定める。

- 2 学長が特に必要があると認めたときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

第5章 授業科目，単位及び履修方法

(授業科目，単位数及び履修方法)

第9条 研究科の各専攻課程における授業科目の名称，単位数，履修方法及び単位の

認定は、履修規程で定める。

第10条 修士課程の学生は、履修規程で定める授業科目の中から30単位以上を履修しなければならない。

2 博士課程の学生は、履修規程で定める授業科目の中から6単位以上を履修しなければならない。

第11条 学長が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が他の大学院等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により、学生が修得した単位は、10単位までを修士課程の修了に必要な単位に算入することができる。

3 前2項の規定は、学生が学長の許可を受けて外国の大学院等に留学する場合に準用する。この場合において、留学期間は、在学期間に算入する。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条の2 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第3条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第12条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）による同法第4条に規定する免許状（以下「免許状」という。）の授与に係る所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、各相当の免許状を受ける資格を取得することができる。

2 免許状の種類及び前項に規定する単位の履修方法は、別に定める。

(学位論文等及び最終試験)

第13条 学位論文及び最終試験については、本学学位規程で定める。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了要件)

第14条 修士課程修了の要件は、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、修士課程課題研究コース及び英語教育学専攻については、特定の課題についての研究の成果（以下「課題研究」という。）の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

2 前項の修士課程課題研究コースの課題研究については、指導教員の指定により、レポート等の研究報告もしくは口頭発表に代え、又は不要とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、優れた業績を上げた者は、大学院に1年以上在学す

れば足るものとする。

4 博士課程修了の要件は、3年以上在学し、6単位以上を修得し、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(長期履修制度)

第15条 英語教育学専攻には、3年又は4年の期間で修了する長期履修制度を置く。

2 前条の規定にかかわらず、長期履修制度による者の課程修了の在学年数の要件は、それぞれ3年以上又は4年以上在学することとする。

(学位授与の要件)

第16条 研究科において、所定の課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

2 前項に定める者のほか、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文の審査及び所定の試験に合格した者には、博士の学位を授与する。

(学位論文提出のための在学延長)

第17条 博士課程において、第3条に定める修業年限を超えて在学を希望する場合、在学を1年間延長することができる。また、これを更に延長しようとするときも同様とする。

第7章 入学、休学及び退学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、毎年4月とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科に置くダブルディグリープログラム等他の大学院との協議による場合は、この限りではない。

(入学資格)

第19条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する資格を有する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者

(6) 指定された専修学校の専門課程を修了した者

(7) 旧制学校等を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号）

(8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号）

(9) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する資格を有する者とする。

(1) 修士の学位や専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者（平成元年文部省告示第118号）

(7) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

（再入学）

第20条 次に掲げる者は、前条の規定にかかわらず、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

(1) 本学の修士課程を退学した者で、退学後2年以内に同一専攻に再入学を志願する者

(2) 本学の博士課程を退学した者で、退学後3年以内に同一専攻同一分野に再入学を志願する者

（入学志願の手続き）

第21条 入学志願者は、所定の入学願書に必要書類を添付し、指定の期日までに学長に提出しなければならない。

（入学者の決定）

第22条 学長は研究科会議の議を経て、入学志願者に対して、学力試験を行い、その成績及び出身大学長等の提出する調査書の成績等を総合して入学者を決定する。

（特別聴講学生）

第23条 学長は研究科会議の議を経て、他の大学院との協議に基づき、他の大学院に

在学する者を、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。
- 3 特別聴講料については、別に定める。

(特別研究学生)

第24条 学長は研究科会議の議を経て、他の大学院との協議に基づき、他の大学院に在学する者を、特別研究学生として入学を許可することができる。

- 2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。
- 3 授業料等については、別に定める。

(外国人研究生)

第25条 学長は研究科会議の議を経て、外国人で第19条に規定する入学資格を有する者を、外国人研究生として入学を許可することができる。

(研究生)

第26条 学長は研究科会議の議を経て、第19条に規定する入学資格を有する者を、研究生として入学を許可することができる。

(研修員)

第27条 学長は研究科会議の議を経て、博士課程の単位修得者を、研修員として入学を許可することができる。

(休学)

第28条 疾病・事故又は留学等により3箇月以上本学において修学することができない者は、所定の書式により、1年以内の休学を願い出ることができる。なお、特別の理由がある者は、引き続き更に、1年以内の休学を願い出ることができる。当該休学期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも同様とする。ただし、休学期間は、修士課程で2年を、博士課程で3年をそれぞれ通算して超えることができない。

- 2 前項の規定による休学は、原則として休学開始前に願い出なければならない。
- 3 疾病による休学の場合には、願書に医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第29条 退学しようとする者は、その事由を詳記して、所定の書式により、事前に願い出なければならない。

- 2 疾病による退学の場合には、願書に医師の診断書を添えなければならない。

第30条 第28条、第29条に定めるもののほか、入学の手続き、休学及び退学については、神戸市外国語大学学則（2007年4月学則第1号）第26条から第35条まで（第26条第3項、第4項、第28条、第29条、第32条、第33条及び第34条を除く。）の規定を

準用する。

(在学期間)

第31条 在学期間は、修士課程で4年を、博士課程で6年を超えることができない。

ただし、修士課程英語教育学専攻の長期履修生の在学期間は、3年の期間の者にあつては6年、4年の者にあつては7年を超えることはできない。

2 前項の在学期間には、第27条に定める休学の期間は、算入しない。

第8章 授業料等

(授業料等)

第32条 この学則に定めるもののほか、研究科の授業料、入学選抜料、入学金及び博士論文審査手数料の金額並びに徴収に関しては、別に定めるところによる。

第9章 罰則

第33条 学生でよくその本分を全うし、他の模範とするに足るものがあるときは、これを表彰する。

2 学生で本学の諸規定に背き、その他学生の本分にもとる行為があるものは、懲戒する。懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。

3 前項後段に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反したとき。

第10章 雑則

第34条 この学則に規定しない事項は、神戸市外国語大学学則の規定を準用する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年5月16日から施行する。

附 則

この学則は、2007年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、2016年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、2017年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。